



社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



お盆を過ぎて、たまに秋の風を感じるようになりました。皆さまいかがお過ごしでしょうか？

少し前にこちらに書かせていただきました息子の野球の全国大会は、横浜スタジアムで行われ、初戦は最終回に同点タイムリー＋サヨナラスクイズで逆転勝利、2回戦は沖縄の学校に負けてしまいました。3泊4日の暑い行程でしたが、全国ベスト8となり、貴重な夏の体験となりました。暖かい応援のお声掛けをいただきましたお客さまには心より感謝申し上げます。ありがとうございました。



職場で役立つ心理学

～頼みごとをするときのコツ(2)～

前回に引き続き、相手に頼みごとをするときの方法ですが、OKされやすい頼み方として、「理由を添える」という方法があります。「このデータを入力して」と頼むより、「このデータが会議の資料として必要だから入力して」と言う方が承諾されやすくなります。

これは、「カチッサー効果」と呼ばれる理論で、理由自体にはそれほど意味がない、あるいはこじつけのような理由であっても構いません。「理由づけ」されていることが重要だということです。何かを誘う時にも、誘いの内容に関連した「プラスの」言葉を使うと相手の警戒心が和らぎ、OKしてもらいやすくなります。



★これで完璧！ 8月の事務★



☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（8月10日まで）☆
7月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（8月31日まで）☆
7月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆6月決算法人の確定申告と納税（8月中の決算応当日まで）☆
6月決算法人の確定申告と納税、12月決算法人の中間（予定）申告と納税。

～女性管理職は6.4% ゼロの企業が5割超～



国が進めている女性管理職の登用についてですが、帝国データバンクが8月13日に発表した女性登用に対する企業の意識調査によると、2015年7月時点で、企業の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合は平均で6.4%にとどまることが分かりました。女性管理職がゼロと答えた企業が全体に占める割合は50.9%でした。

業種別にみると小売りが13.1%で最も高く、女性社員の比率が高い不動産が前年比2.1ポイント上昇の12.9%に伸びました。

今後、自社の女性管理職の割合が「増える」と見込んでいる企業は22.3%にとどまり、「変わらない」が59.6%で最多でした。

長時間労働の削減に向けて

全国展開する靴小売店の運営会社が、東京都内の2店舗で従業員に違法な長時間残業をさせたとして、「東京労働局過重労働撲滅特別対策班（通称「かとく」）」は、労働基準法違反容疑で、同社労務担当取締役と店舗責任者の2人を東京地検に書類送検しました。「かとく」はブラック企業対策のため、本年4月、東京と大阪の両労働局に設置された特別対策班ですが、書類送検は本件が初めてとなりました。

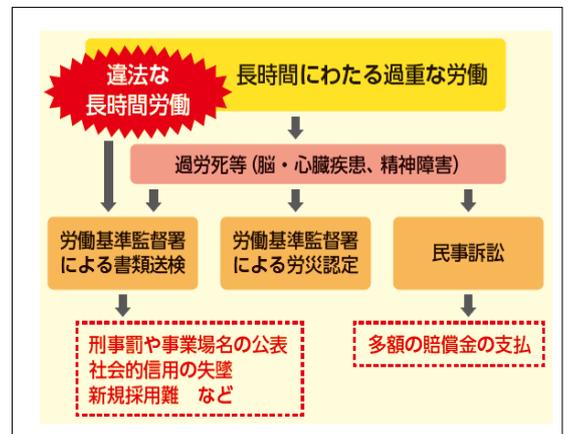
「かとく」によると、法定労働時間や労使協定で定めた上限を超え、従業員計4人に対し、月約97～112時間の残業をさせた疑い。同社では過去にも長時間の残業が行われ、東京労働局は平成25年に是正を勧告したが、改善がみられなかったとのこと。

厚生労働省では、上記書類送検の少し前に「長時間労働の削減に向けて」というリーフレット作成し、公表していたところであり、長時間労働の是正が政府の重要政策であることがうかがえます。以下でそのリーフレットの概要を紹介します。

「長時間労働の削減に向けて」では、「長時間労働の削減に向けて、あなたの会社の取組内容を、チェックしてみましょう」とした上で、これらの取組をしていない場合のリスクを示しています。

<チェック項目>

- 36協定は限度基準などに適合したものとなっていますか？
- 労働時間を適正に把握していますか？
- 年次有給休暇の取得を促進していますか？
- 産業医や衛生管理者などを選任していますか？
- 衛生委員会などを設置していますか？
- 健康診断や健康診断結果に基づく適切な事後措置などを実施していますか？
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し医師による面接指導などを実施していますか？



上記の取組をしていない場合のリスクとしては、

- ◆労働基準監督署による書類送検
- ◆労働基準監督署による労災認定
- ◆民事訴訟による多額の賠償金の支払請求 〔(リーフレットより抜粋) 参照〕

ちなみに、冒頭の靴小売店は、残業代はすべて適正に支払われていました。しかし、不払い残業代はなくても長時間労働が行われ、過去何度も指導を受けながら改善が見られなかったことが積み重なり書類送検となったようです。残業代を支払っていれば安心、ではありません。長時間労働そのものが違法となるのです。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

